

# 的外



みのる法律事務所  
弁護士 千田 實  
〒021-0853  
岩手県一関市字相去57番地5  
TEL : 0191-23-8960  
FAX : 0191-23-8950

みのる法律事務所便り  
第347号  
平成31年3月

い な べ ん だ べ ん く  
田舎弁護士の駄弁句 ④5



腹決めた 楽しみ尽くせ あと5年  
これを機会に 生き方変えるぞ

平成17年6月22日

青空浮世乃捨



昭和大学病院のS准教授の診断も「もう透析に入るべきです。これから準備し、8月から入った方がいいでしょう」というものでした。

私も妻も、腹を決めました。付け焼き刃の勉強でしたが、これまでに読んだ腎不全や透析に関する本の中に、「透析開始後5年の生存率は50%以下」との件くだりがありました。帰りの新幹線の中で、「いいところ、あと5年の命だ。どう生きようか」と夫婦で話し合いました。

妻は、「お父さんはこれまで、勉強に仕事にと趣味らしいものもなく頑張ってきたのだから、これからは楽しいことをした方がよい」と言ってくれました。「貧乏性で、生活を楽しむことなど考えたこともなかった。このままではあまりにつまらない。これまでの生き方を変えるぞ!」という気持ちが湧いてきました。心を切り替えたら、目の前がパッと明るくなりました。

あれから、もう14年になろうとしています。「あと5年」と覚悟した命はまだ健在です。おまけの命です。「楽しみ尽くす」という思いは、いよいよ強くなっています。生かされている間は、おまけの命であろうとなかろうと、自分の持っている力を出し切って、この世を楽しみ尽くしたいものです。余裕など残す必要はありません。

いなべん だべんく  
田舎弁護士の駄弁句 ④6

生き方や 運まで変える 心かな

平成17年6月30日

青空浮世乃捨



「楽しく生きよう」と、心を決めました。「なぜここまで腎不全が悪化してしまったのか」、「透析を避けることはできないか」とウズウジ悩んでいたことが、嘘のように消えてしまいました。

帰宅するや、事務所の打合室のテーブルの周りをグルグル歩いてみました。気持ちよく歩けました。それまで「腎臓に悪いから、ウォーキングもダメ」と言われていました。「どうせ透析に入るのだから、もう腎臓のことは心配しなくてもよい」などと、勝手な思い込みが生まれてきました。居直りです。

次に庭をグルグルと回ってみました。快調です。子供達の運動場こと「ミニミニ体育館」を作っていました。その体育館をグルグル。10分、20分、30分と歩く時間を増やしてみました。疲れもせず、快調です。毎日続けたところ、6月末には1時間のウォーキングができるようになりました。やればできるのです。

歩いたら、腹が減り、食事がうまくなりました。それまでのひどい不眠症が解消していきました。雪だるまを転がすように、いいことが膨れていきます。

「楽しく生きよう」と心を決めたら、生き方が変わったのです。生き方を変えたら、習慣が変わり、体調が良くなりました。良くなったのは体調だけではありませんでした。運まで良くなってきました。

あれからもう14年になろうとしています。運はどんどん良くなりました。2人の孫に恵まれました。100冊の本も発刊できました。最近では、哲学を語る心境になりました。心が変われば運まで変わることを実感しています。

# 「平成 30 年の改正相続法」のピンクの本発刊と 改正相続法の勉強会のご案内

前号で、平成 30 年に相続法の改正があったことを紹介しました。その一部も紹介しました。早く、その全体を紹介しなければならぬと思ひ、2019 年 5 月 6 日（月・振替休日）午前 9 時から 12 時まで、一関文化センター小ホール（100 人収容）で、「平成 30 年の改正相続法の勉強会」を開催することにしました。

会場設営の都合がありますので、予め出席数を知りたいと思ひ、ご案内を差し上げます。同封した出欠回答用紙に出欠予定をご記入の上、FAX 送信か郵送して戴ければ幸甚です。お手数をお掛けしますが、宜しくお願ひします。

右勉強会の教本として、みのる法律事務所の事務長・千葉美智さんが『法律事務所の事務員が答えた本』（通称：ピンクの本）を急いでまとめています。大分出来上がり、三陸印刷株式会社さんに入稿できるところまで来ています。

この事務所便りに、その「はじめに」と「監修者 いなべんから」と「あとがき」を転載します。相続にかかわる税金問題も重要な問題ですから、いつものように、税理士鈴木和博先生にも監修して戴き、また解説して戴くことになります。勉強会では、先生のお話も聴ける筈です。今回は先生は申告時期で多忙を極めておられますので、先生の監修のお言葉は、後日補充して戴くことにします。

このご案内は、この事務所便りを差し上げている方に限っています。10 連休の最後の日ですので、色々ご予約がお有りとは思いますが、今回の相続法の改正は、現実に相続が発生したら、すぐに影響するところが少なくありませんので、是非知っておいた方が宜しいと思ひます。ご自分のためだけでなく、身のまわりの人のためにも、役立つ筈です。



勉強はともかく、この事務所便りをお読み下さっている皆様のお元気なお姿を見たいのです。笑顔を拝顔したいのです。

平成22(2010)年10月31日に『田舎弁護士の大衆法律学—相続の巻(上)—火種・足枷』を発刊しました。その中で、岩手が生んだ偉人・後藤新平(1857～1929年)の「金を残して死ぬものは下だ。仕事を残して死ぬものは中だ。人を残して死ぬものは上だ」という言葉を紹介しました。

5月6日の勉強会においても、「人を残す」という視点で勉強したいと考えています。相続という問題を通して、いかに人をつくるか、いかに人を残すかについても、考えてみたいと思います。相続の問題は、単に財産問題だけではなく、生き方に、人生に深くかかわる問題です。そのような意味でも楽しめる筈ですから、是非ご出席戴き、楽しい時間を共有して下さい。

お待ちしております。

## はじめに

平成30(2018)年7月に、相続法の一部が改正されました。以下『平成30年の改正相続法』と呼ぶことにします。

平成30年の改正相続法の目玉は、生存配偶者の保護を目的とした配偶者居住権の新設等です。この配偶者居住権の新設等の制度が施行されるのは、2020年4月1日からです。

平成30年の改正相続法は、配偶者居住権の新設等の他にも、自筆証書遺言の方式を緩和する方策、遺産である預貯金の払戻制度、遺留分制度の見直し、特別の寄与等を定めています。自筆証書遺言書の保管に関する遺言書保管法も新設されました。

中でも配偶者居住権という制度は、全く新しい制度であり、一日も早く、それはどういうものなのかを知りたいと思っていました。

そんなとき、みのる法律事務所所長弁護士千田實先生（通称「田舎<sup>いなべん</sup>弁護士」を名乗っていますので、以下「いなべん」と呼ぶことにします）より、「平成30年の改正相続法に関するピンクの本を書いてくれないか」と言われました。

弁護士でもない私には荷が重いのですが、いなべんからいつも、「ポジティブ（前向き）に生きるべきだ」と指導され、これまで6冊のピンクの本を書いてきた身としては、いなべんも「自分も一緒に勉強したい」と言ってくれましたので、「やってみます」と即答しました。

ピンクの本（法律事務所の事務員が答えた本）シリーズは、Q&A（問と答）という方式で、ポイント（要点）だけを簡単に説明したものです。

今回もその方式で、平成30年の改正相続法に関して、法律の専門家ではない私たち一般大衆にも分かりやすく解説してみたいと思います。

何せ新しい制度もありますから、分からないことがたくさん出てくるはずです。いなべんの指導を受けながら、20年を超える法律事務所の事務員の経験に基づき、私が理解できた限りで解説をしてみます。

解説のやり方は、色々あると思いますが、法務省が平成30（2018）年11月に、『相続に関するルールが大きく変わります』というパンフレット（以下「パンフレット」と言いま

す)を出していますので、これをフルに利用し、解説すること  
にします。

幸い、法務省民事局に問い合わせたところ、「出典を明記し  
てもらえれば、転載することは差し支えありません」との承諾  
が得られましたので、パンフレットを転載する等して、分かり  
やすく解説してみます。

パンフレットの内容はそのまま転載しますが、パンフレット  
はA4サイズですが、この本のサイズに縮小しますので、字が  
小さくなり、読みにくいところが出てきますが、お許し下さい。

平成31(2019)年2月20日

みのる法律事務所 事務長 千葉美智

### 監修者 いなべんから

平成30(2018)年の年末近くになって、弁護士会を通  
じて、法務省が同年11月に発行した、『相続に関するルール  
が大きく変わります』というパンフレットが送られてきました。

みのる法律事務所の事務長千葉美智さんが法務省民事局に  
問い合わせたところ、「弁護士には弁護士会を通じて送ったが、  
一般家庭には配布していない」とのことでした。

弁護士として、当地方で生活させて戴いている身としては、  
このことをできるだけ早く、当地方の皆様知らせなければなら  
ないという思いに至りました。

諸々の事情を考慮し、2019年5月6日(月)に一関文化  
センター小ホールで、『平成30年の改正相続法の説明会』を  
開催することにしました。

その時のテキスト（教材書）として、事務長に『平成30年の改正相続法』に関するピンクの本を書いてもらうことにしました。

先ず、パンフレットの存在を知ってもらい、その内容をQ&A（問と答）という分かりやすい形で解説してもらうことにしました。

法律は、裁判官や弁護士や学者などの法律の専門家だけが知っていれば良い訳ではありません。もともと法律は大衆のためにあるものです。大衆が理解しなければなりません。

平成30年の改正相続法で、大事な部分が改正されました。皆様に大きく影響を与える内容です。当地方の皆様にそのことを知らせるのは、田舎弁護士の役目です。

事務長には大衆の視点で、パンフレットの内容を誰でも分かるように解説してほしいと頼みました。それを頼めるスタッフ（担当者）がいることは、私の誇りです。

学問上や裁判上で問題となりそうな点は、勉強不足ではありますが、皆様の、特に税金面においては、税理士鈴木和博先生のお力をお借りして、尚、私が解説させて戴きます。

今のところ、まだ平成30年の改正相続法を知らない方が少なくないような気がします。ですが、既にその一部は2019年1月13日から施行されています。急いで知らせなければなりません。

先ず事務長に、法務省が平成30（2018）年11月に発行したパンフレットの存在と、その内容をピンクの本で解説してほしいのです。

私のそのような願いに応えてくれたのが、この本です。忙しい中、短時間でまとめてくれた事務長に、「ご苦労様でした」と申し述べさせて戴きます。

平成31（2019）年2月20日

いなべん  
田舎弁護士 千田 實

## あとがき

平成31（2019）年5月6日の説明会に合わせようと、急いでまとめました。いなべんには、「今回は、平成30年の改正相続法の存在とそのアウトラインを知らせることが何より大事だ」と言われていましたので、パンフレットを紹介することに終始しました。

理論的な問題点や、実務上の問題点については5月6日の説明会を皮切りに始まる勉強会や、いなべんの各解説書等が深めてくれるものと思います。

私の勉強不足で、とても一冊の本という格好にはなっていませんが、この本に目を通して戴き、平成30年に相続法が大きく改正されたことを知って戴ければ幸甚です。

法曹（法律家）資格のない身で、法律に関する本を書くことに大きな意味があるとのいなべんの言葉を信じて、これからもピンクの本を書いていきたいと思います。

法律というルールの下で、日常生活を送っている一般大衆の一人として、誰にでも分かるような法律の本を、法曹資格のない者の目線で書き続けたいと思います。

間違いがあったり、言い足りない点があったら、いなべんを始めとする法律の専門家に訂正してもらったり、補足してもらえるものと居直って書いてみます。

この本もそういう本です。

平成31（2019）年3月20日

みのる法律事務所 事務長 千葉美智



## — 『兄』 シリーズを書く記

平成30(2018)年の正月に、兄<sup>みつは</sup>満穂が我が家に立ち寄ってくれた。兄は、「東日本大震災からもうすぐ丸7年となるが、巨大津波で流された気仙沼市の魚市場近くの本屋等が入っていた建物の新築に着工することになった」と明るい声で語ってくれた。1月8日で80歳になるとは思えないほどやる気に満ちている。

「相変わらず、事業意欲が旺盛だね」と言ったところ、明るい声が一変し、「でも、もう80歳だからな…」と、これまで見たことも聞いたこともないような力のない寂しそうな響きの声が返ってきた。誰でも明と暗は同居しているが、これほどそれを意識させられたことはなかった。

その寂しさの原因は、老化と死というこの世に生を受けた者の避けられない根源的な宿命であり、生まれる前から決まっただけで、人の努力では変えることのできないものだ。それだけに寂しさの根は深い。

これまでは、ひたすら目の前の現実問題の解決の為に全力投球をし、先に対する不安などに目を向ける余裕などなかった兄なのに、精根を傾けてきた事業経営が軌道に乗ったと思ったらもう80歳だ。さすがに80歳の誕生日を数日先に控え、ここ数年体調を崩し、入院することもあり、この先どこまで元気でやれるのだろうかという不安が湧いてきていたのだ。旺盛な事業意欲の裏側には、人間の根源的な悩みが居座っていて、時々顔を出すようになってきたのだ。

先のことは、誰にも分からない。その分からない先に進むことは、一瞬たりとも誰にも止められない。先のことに不安を感じ、それを穿り出したら、不安はどんどん膨らみ、もう止められない。

なんとかしなければならぬ。だがこの世に生を受けた者としては避けられない問題であり、その悩みを解消することは、あまりに難しい。自分も先のことが不安で、ノイローゼとなった経験が度々ある。妙案は浮かばない。

だが、この問題は、兄だけの問題ではない。誰にとっても、年を重ねる毎に、老化と死は現実の問題となって迫ってくる。

考えれば考えるほど気持ちが沈む。

これまで見せたことのない兄の姿に接し、この兄でもそのようなのだから、高齢者の誰もが同じような思いを抱いている筈だ。「なんとかしなければならぬ」という思いが、日を遡うごとに強くなった。

この問題では、子供の頃より人一倍悩んできた身だ。その体験から何かいい方法が思い付かないだろうか。いよいよこの問題に真正面から取り組む時が来たように思えてきた。

この問題は、生き方の問題であり、死に方の問題だ。言い方を換えれば、哲学の問題だ。これを機会に哲学を語ってみようという思いに至った。兄のこの悩みをいくらかでも解消せられたら、私の哲学つまり、生き方が見えてくるのではないという気がしてきた。

そんな折、「がんは高齢者にとっては病気ではない。老化にすぎない」という医師の言葉が目に入った。誰もが老化や死は回避できない。それを受け容れなければならぬ。病気は、老化や死の一里塚にすぎない。まず病気を受け容れ、これを楽しむことから始めなければならぬという思いが湧いた。

「これだ。病気と生き方を語る集いを開催しよう」と即決した。病気、老化、死に向き合いたるがら楽しく生きる方法を皆で語り合ってみようと思いついた。そのためには、まず自分の考え方をまとめてみることにした。

「年を取ることも、病を得ることも受け容れて、いまの瞬間を、まわりの人といっしょに、楽しむという生き方をするだけだ。他に方法は無いのだから、そのよう意識を兄と、そして身のまわりの人と共有することだ」という考えが固まった。

後期高齢者になった今日まで考えに考え抜いてきたが、それしか妙案は浮かばないのだから、そのことを兄に伝え、まわりの人に伝え、兄とそしてまわりの人と共有しようという思いに至った。

平成30(2018)年5月12日に一関文化センターの中ホールに約500人の仲間が集ってくれた。何らの宣伝もしないで、これまで親しくしてくれて、いまなお親しくしてくれている方だけに声を掛けたのだが、ほぼ満席となった。

改めて、こんなによくの方と親しくさせてもらい、助けられていることが確認でき、いい人生を送らせてもらっていることを実感した。この方達と、残された人生を楽しみたい、高齢者となって老化と死が間に迫っている仲間と、残す人生を

楽しみ合うのみという確信を得た。兄は、最も身近な仲間だ。この兄を元氣付けられれば、他の仲間も元氣付けられるのではないかと思い、兄を元氣付ける本を書くことにした。

「病氣と生き方を語る集い」の開会の挨拶では、「50年前と比べれば、現在は暦年齢の0.8掛けが実年齢である」という高齢者専門医の話を持ち出し、兄は $80歳 \times 0.8 = 64歳$ 、私は $75歳 \times 0.8 = 60歳$ という話に終始した。

兄を、そして会場一杯の仲間を元氣付けたかった。生きていく限りは、青春だという思いを語りたかった。事業意欲も持ち続けたいし、恋もしたいという思いを共有したかった。

「実年齢は、暦年齢の0.8掛け説」を語っただけで、多くの方より「若返った」と言ってお喜び、嬉しくなった。自分も一層その氣になった。心の持ち方一つで前向きになれることを改めて知った。

「もう年だ」と思って落ち込むか、「まだ若い」と前向きになれるかは、心の持ち方ひとつだ。兄の心の持ち方を前向きにしたいとの思いが、多くの人のためになりそうだ。

その後の兄を観察していると、いくらか元氣を取り戻し、「兄ちゃん!」と私に言い、「俺は0.7掛けで行くから $80歳 \times 0.7 = 56歳$ だ。 $75歳 \times 0.8 = 60歳$ のお前より若い。だからお前が兄ちゃんだ」などと冗談も言うようになった。

「もう80歳だからな…」と寂しそうに言った時と比べれば、明るく元氣になった。まずは一安心だ。

だが、まだ本来の元氣ではない。もう一押ししなければならぬと思っていたところに、京都大学で兄と一緒に話をする機会を得た。

兄は、これまでの苦勞話と経営哲学を、私は50年近くになる弁護士の実験話とあるべき弁護士像について語った。

兄は話しているうちに、その顔が、目の色がいきいきと輝いてきた。声に張り戻った。

兄の話に感動した。この兄の話をもっと多くの人に知らせたい。兄の話を本にしたら、兄はもっと元氣を出してくれるのではないかという思いが湧いた。『兄』シリーズを書くことにした。

平成31(2019)年2月10日に第1話『老いの涙』を発刊した。交替に第2話『双景より芳し』を三陸印刷株式会社さんに入稿した。

これを読んだ兄は、予想を超えて喜んだ。どんどん元氣を取り戻している。「本当に書いてもらいたいのは事業編だ。事業こそ面白かったし、今も面白い。是非書いてくれ」と言い、「90歳までは現役を張る」と言い出した。予測をはるかに超える成果だ。

「兄が90歳まで現役を張るなら、私だって負けてはいられない」という思いに至り、「90歳までは現役弁護士を張る」と宣言するに至った。

『兄』シリーズは、兄に対しては予想をはるかに超える効果を生んだ。のみならず私にも元氣をくれた。私にも「90歳まで現役を張る」と宣言させてくれた。「人生の至福の時は、これからだ」という思いを湧かせてくれた。この思いは、私達兄弟だけではなく身のまわりの多くの人にも伝染させられそうな氣がしてきた。元氣を伝染させることができたなら、こんな嬉しいことはない。やれるかどうかはともかく、やるだけはやってみようという氣になった。

『兄』シリーズで書く語は、兄と私の個人の事柄に過ぎないが、人であれば誰もが持つ、老化と死に対する不安の中で過ごす高齢者の生き方に係わる人生の根本的問題も含まれており、単に個人的問題だけではなく、誰にでも当てはまる人間共通の問題も語りたい。

人夫々の考え方、生き方だから、私達兄弟の話が誰にでも参考になるかどうかは分からない。しかし、そういう考え方、生き方もあることを知ってもらえれば、望外の喜びであり身に余る光榮だ。兄シリーズで、どんなに年を取り、病を得ても生きていく限りは、前向きに人生を楽しみたいという思いが伝わってくればありがたい。

兄も私も、「90歳まで現役を張る」という目標達成のため自らを奮い立たせるために、兄シリーズは、兄の幼少年時代編に引き続き、兄の事業編に入っていきたい。

書く以上は誰かに読んでもらいたいという思いはあるが、まずは、書くことを楽しみたい。「ああいう時もあったよね」と兄と語り合いながら、「あの経験を活かし、生きている限り他人のために力を出し切ろう」と前向きな生き方をしたい。書けるだけ書き続けたい。

平成31(2019)年2月23日

田舎<sup>いなか</sup>弁<sup>べん</sup>士 千 田 實